



八 監 第 1 6 0 号

令 和 2 年 7 月 2 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による都市整備部の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

都市整備部

- (1) 都市計画課（まちづくり推進室を含む。）
- (2) 建築指導課
- (3) 開発指導課
- (4) 公園緑地課
- (5) 土木管理課
- (6) 土木建設課
- (7) 土木維持課

3 監査の範囲

令和元年度（令和2年4月末現在）における都市整備部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和2年4月17日から同年7月22日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（指摘事項、要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
都市計画課 (まちづくり 推進室を含 む。)		特に指摘, 要望する事項はない。
建築指導課		特に指摘, 要望する事項はない。
開発指導課		特に指摘, 要望する事項はない。
公園緑地課	指摘事項	<p>1 土地賃貸借契約について</p> <p>八千代総合運動公園に係る土地賃貸借契約については, 翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため, 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定による債務負担行為として予算に定めるか, 同法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約として, 翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら, 当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず, また, 長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は, 適切な契約事務を行われたい。</p>
土木管理課	指摘事項	<p>1 占用料の徴収事務について</p> <p>八千代市財務規則(平成 8 年八千代市規則第 15 号) 第 43 条では, 歳入徴収者は, 調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは, 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 3 又は同法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 171 条の規定により, 納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら, 「道路占用料」「法定外道路及び水路等占用料」の徴収事務において, 納期限が過ぎても納入に至らなかったものが複数件あるにもかかわらず, 督促状による督促がされていなかった。</p> <p>また, 前年度監査においても同様の事例が認められていたことから, 今後は, 適切な徴収事務を行われたい。</p>
土木建設課	要望事項	<p>1 水生植物園のあり方について</p> <p>桑納川水辺空間整備事業として整備された水生植物園については, 水生植物管理業務委託など年間約 200 万円の維持費用が発生している。水生植物園に対しては, 平成 24 年度定期監査結果において, 自然環境を生かし観光推進部門等と連携するなど, その活用について検討されたい旨を要望事項としたところ, 市の観光資源として活用することを観光推進室と連携し検討するとの回答を受けている。</p> <p>しかしながら, 市の観光資源として活用する具体的な取組がなされていない状況にあることから, 水生植物園の事業効果を改めて検証した上で, 維持管理方法も含め今後のあり方について検討されたい。</p> <p>(平成 30 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 30 年度監査における要望事項を踏まえ, 引き続き今後のあり方について検討されたい。</p>
土木維持課		特に指摘, 要望する事項はない。